

業務委託仕様書

1. 業務の名称

第52回「堺まつり」開催に伴う警備業務

2. 業務の目的

堺まつりの開催に伴う来場者への案内及び整理、危険行為の注意・排除、夜間会場の火災・盗難等の予防警戒、会場周辺道路の違法駐車との排除と交通整理、来場者・関係者駐車場の管理・誘導を行う。

3. 業務の期間

契約締結日～令和7年10月20日（月）

【堺まつり前夜祭 10月18日(土) 堺まつり開催日 10月19日(日)】

4. 会場・区域等

- (1) 利休のふるさと堺大茶会会場
南宗寺会場(18日)及びその周辺
さかい利晶の杜会場(18・19日)及びその周辺
- (2) 前夜祭会場
市民交流広場及びその周辺
- (3) 資材置き場（場所未定）
ザビエル公園を予定
- (4) 関係者駐車場
堺市役所（正面、地下、立体）、堺地方合同庁舎南側、拘置所南側、利晶の杜（大型車両専用駐車場）など6箇所程度を予定
- (5) 駐輪場
郵便局東側、拘置所南側、堺市役所西側、内川河川敷、土居川公園、ザビエル公園など、6箇所程度を予定
- (6) 夜間警戒を必要とする区域
 - ・ 市役所（市民交流広場及びその周辺）ゾーン
 - ・ ふとん太鼓展示場所
 - ・ 大小路筋(堺東南口交差点～市之町西2交差点)、大道筋(南行き車線、大小路交差点～宿院交差点)
- (7) 各会場（11会場程度）
 - ・ 市役所ゾーン（市民交流広場及びその周辺）
 - ・ 大小路筋（堺東駅前～堺駅前）、大道筋（南行き車線、大小路交差点～宿院交差点）、内川河川敷及びその周辺
- (8) 堺山之口商店街
 - ・ 堺山之口商店街内
- (9) ふとん太鼓に関する会場、区域

- ・ 前夜祭 大小路筋（堺東駅南口交差点～大小路橋交差点）
堺地方合同庁舎前（夜間警戒を含む。）
郵便局東側空地（夜間警戒を含む。）
- ・ 本祭 大小路筋会場（大小路交差点から関電ビル前までの4ブロック）
堺地方合同庁舎前から大小路筋会場まで8単組の移動を含む。

- (10) 火縄銃に関する会場、区域
発砲場所（オープニング会場1回、特設会場6回の計7回発砲予定）
待機ブース
- (11) 交通規制対策に関する区域
大小路筋、大道筋及びその周辺
- (12) 沿道バリカー等の設置及び撤去を必要とする区域
大小路筋、大道筋及びその周辺

※ ただし、警備の人数については、発注者と協議し決めること。

5. 業務内容（警備関係）

- (1) 警備地区内のイベント等の案内、来場者整理、緊急時の対応
来場者へのイベント・施設等の案内と安全確保のための整理を行い、病人・けが人・迷子等を発見した場合は必要な対応をとるとともに、火災・犯罪・雑踏事故等が発生しないよう注意すること。
緊急事態が発生した時、または発生する恐れがあると判断した場合は、必要な臨機の処置をとるとともに、速やかに堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に連絡すること。
- (2) 警備地区内での危険行為者への注意及び排除
来場者及び関係者、警備地区内の設置物等への危険・妨害行為については、口頭により注意を行うとともに、必要に応じて排除を行うこと。この場合、相手に傷害等を負わせることのないよう注意すること。
- (3) 夜間等における各会場、「ふとん太鼓」及びその周辺の火災・盗難等の予防警戒
夜間等において、火災・盗難等により行事開催に支障をきたさないよう下記について予防警戒を行うこと。
- ・ 危険物の有無の確認及び処理
 - ・ 物品等の監視
 - ・ その他警備上必要と認められる事項
- (4) 違法駐車等の予防警戒と交通整理、来場者等の安全誘導、関係車両通行時の安全誘導及び一般車両の進入排除
協会が指定する箇所への違法駐車等の予防警戒を行うとともに、周辺の交通整理及び来場者等の安全誘導を行う。
搬入・搬出車両等及び関係車両通行時には来場者・一般通行車両の安全誘導を行うとともに、一般車両の会場内への進入を排除すること。
- (5) 駐車場・駐輪場利用者への安全誘導及び案内
駐車場出入り時における車両・歩行者への安全誘導を行い、駐車場・駐輪場近辺の混雑による周辺道路の渋滞の予防・緩和を行うこと。

(6) その他

業務受託者が警備上必要と判断する事項については、協会に対して報告するとともに、臨機の処置をとること。

5-2. 業務内容（警備資材設置及び撤去関係）

- (1) カラーコーン、ラバーコーン、単管バリケード等の設置、撤去
協会の指定する箇所にカラーコーン等の設置及び撤去を行うこと。
- (2) カラーコーン、ラバーコーン、単管バリケード等の運搬
協会が指定する箇所に同上資器材の運搬を行うこと。

6. 業務体制及び主要任務（警備関係）

(1) 利休のふるさと大茶会会場

●南宗寺会場 令和7年10月18日（土）8：00から17：00まで

※5ポスト前後

●利晶の杜会場 令和7年10月18日（土）・19日（日）8：00から17：00まで

※5ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 各会場内雑踏整理及び事故未然防止
- ・ 搬入搬出時における会場及びその周辺の車両の安全誘導
- ・ 会場出入口における安全誘導
- ・ 不審不法行為の防止及び盗難予防

(2) 前夜祭会場

令和7年10月18日（土）9：00から22：00まで

※10ポスト前後

- ・ 雑踏整理及び事故未然防止
- ・ 出演・出場者、関係車両等の安全入場の誘導及び雑踏整理
- ・ 会館内来場者の安全誘導及び事故未然防止
- ・ 周辺道路における駐車禁止及び安全誘導

(3) 資材置き場

資材設置日から10月20日（月）12：00まで

※各日1ポスト前後

- ・ 関係車両の安全誘導及び事故事前防止
- ・ 不法行為の防止及び盗難予防
- ・ 車両等の出入時の安全誘導

(4) 関係者駐車場

令和7年10月18日（土）8：00から10月19日（日）21：00まで

※10ポスト前後

- ・ 車両等の出入時の安全誘導
- ・ 不法行為の防止及び盗難予防

(5) 駐輪場

令和7年10月18日（土）15：00から10月19日（日）21：00まで

※10ポスト前後

- ・ 駐輪出入時の安全誘導、不法行為の防止、事故未然防止
- ・ 大道筋歩道上の放置自転車の整理

(6) 夜間警戒を必要とする区域

令和7年10月18日(土)18:00から10月19日(日)10:00まで

※10ポスト前後

- ・ 前夜祭終了後の市役所ゾーンのテント等の資材の保全、不法行為の防止及び事故未然防止
- ・ 関係会場周辺(主に大小路筋、大道筋南行き)の駐車排除及び歩道上に設置されたテントの保全及び事故未然防止

(7) 各会場

令和7年10月19日(日)9:00から交通規制解除(17:30予定)まで

※60ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導
- ・ 車道横断の禁止場所、各ゾーン間の交差点横断時の安全誘導及び陸橋上の安全誘導
- ・ 陸橋及び陸橋下の雑踏整理及び会場への案内誘導
- ・ 出演・出場者、関係車両(展示車両を含む)等の安全誘導及び事故防止
- ・ 展示物に対する盗難、損壊等の危害防止
- ・ 各ゾーン会場の安全規制及び不法行為の防止
- ・ 車両通行禁止に伴う車両の案内及び安全誘導
- ・ 阪堺線交差点上の安全対策及び事故未然防止

(8) 堺山之口商店街警備

令和7年10月19日(日)9:00から18:00まで

※5ポスト前後

- ・ 来場者の安全誘導

(9) ふとん太鼓に関する会場、区域

令和7年10月18日(土)12:00から19日(日)17:00まで

ふとん太鼓の担ぎ合い等運行に関する安全確保及び雑踏整理

- ・ 18日(土)12:00から19日(日)10:00まで

※6ポスト前後

合同庁舎前と郵便局東側空地に展示しているふとん太鼓の保全及び周辺の雑踏・交通整理(夜間警戒を含む。)

- ・ 18日(土)18:30から交通規制解除(21:00予定)まで

※40ポスト前後

大小路筋(堺市役所前道路)の交通規制にともなう雑踏・交通整理

- ・ 19日(日)10:00から17:00まで

※20ポスト前後

ふとん太鼓の移動時(市役所前から大小路筋(大小路交差点付近)までの間の雑踏・交通整理

なお、堺地方合同庁舎前から大小路筋会場までの移動は、熊野小学校北側の道路を迂回するので2単組1梯団として4梯団を編成予定、1梯団3名の配置で計12名の

警備員配置を含む。

大小路筋（大小路交差点から関電ビル前までの4ブロック）のふとん太鼓会場の雑踏・交通整理（歩道上のふとん太鼓観覧者と通行人の分離誘導を含む。）

(10) 火縄銃に関する会場、区域

令和7年10月19日(日)の10:00から16:00まで

※10ポスト前後

- ・ オープニング会場、特設会場での安全確保、雑踏整理、火縄銃等の盗難防止
- ・ 待機場所(福社会館)からオープニング会場、特設会場への移動時の安全確保

(11) 交通規制対策に関する区域

令和7年10月19日(日)の10:00から交通規制解除(17:30予定)まで

※60ポスト前後

- ・ 大小路筋、大道筋及び周辺の交通規制に対する交通整理、誘導
- ・ 交通規制内への車両の侵入防止等、固定配置は60箇所程度を予定

6-2. 業務体制及び主要任務（警備資材設置及び撤去関係）

(1) 沿道バリカー等の設置及び撤去を必要とする区域

前夜祭、令和7年10月18日(土)18:30から交通規制解除(21:00予定)まで

本祭、令和7年10月19日(日)8:00から交通規制解除(17:30予定)まで
※50ポスト前後(作業員として)

交通規制開始後、大小路筋、その周辺の特設会場、交通規制のため沿道バリカー等を設置及び歩道橋を封鎖し、堺まつり終了後速やかに撤去すること。

- ・ 市民パワーストリート会場のバリカー、設置、撤去
熊野小学校前、約60~90m×11m三方(バルーンアーチ側を除く)
- ・ ふとん太鼓会場のカラーコーン、バーおよび歩道を観客エリアと通行エリアを分離するフェンス柵の設置、撤去
前夜祭(18日(土)18:30から21:00) 約300m×11m四方
本祭 約180m×11m四方
- ・ 火縄銃会場のバリカー、設置、撤去
約40m×11m四方
- ・ 大道筋会場のカラーコーン、バーおよび飛び出し防止資機材の設置、撤去
南行きの第2車線と第3車線の分離、約250m直線(飛び出し防止資機材はテント、キッチンカーの部分は除く。)
南行きの2車線規制の絞り込み対策、約120m直線
- ・ スポーツ体験エリアのカラーコーン、バーの設置、撤去
約40m×11m三方(市民パワーステージ側を除く)
- ・ 迷惑駐車、違法駐車対策のためのカラーコーン、バーの設置、撤去
内川河川敷、約350m直線
- ・ 右折レーン等の封鎖、車線の絞込のためのカラーコーン、バーの設置、撤去
約7箇所(前夜祭を含む)
- ・ 車両進入防止のためのカラーコーン、バー及び単管バリカー等の設置、撤去

大小路筋、大道筋の各会場に通じる交差点7箇所のバリカー等による車両進入防止のための閉鎖、撤収

なお、大小路筋の指定する交差点4ヶ所は車両突入防止機材2基ずつ計8基を設置すること。

- 立て看板等の設置、撤去

その他、堺まつり前夜祭、当日において、交通規制に伴う規制看板、臨時駐輪場などの配置場所に必要な立て看板などを設置、撤去すること。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 服務規律を厳正にし、協会の名誉を傷つけることのないよう注意すること。
- (3) 事故の取扱い措置にあたっては、緊急やむをえない場合を除いて協会と協議して対応すること。
- (4) 業務期間中は、現場責任者を常駐させ、緊急の事態に速やかに対応できる体制をとること。緊急事態発生等発生時は、必要な臨機の対応をとるとともに、協会に速やかに報告しその指示を仰ぐこと。また、現場責任者は、各業務終了後、協会に警備内容について報告し、交代時は警備内容について引継を行い、トラブルのないように努めること。
- (5) 業務受託者は、来場者や地域住民に対しては言葉づかいなどに留意し、トラブルのないように心がけること。
- (6) 会場全体を警備警戒区に分割して警戒することは可とするが、各会場警備に空白が発生しないようにすること。
- (7) 業務実施において不明な点は、協会の指示を仰ぎ適切な履行を心がけること。

8. 警備実施計画書及び警備報告書の提出

- (1) 業務受託者は協会に詳細な警備実施計画書を提出すること。

この仕様で改善が必要な点は警備実施要領書作成前に協会と協議すること。また、現場責任者の住所・氏名等を報告すること。

- (2) 業務終了後、ただちに協会に報告し、検査を受けること。また発生した事件や苦情、警備の改善点等を記した警備報告書を提出すること。

9. その他

- (1) 配置場所、時間、員数及び任務については、協議のうえ変更することがある。
- (2) 警備資材等に関する事項は、協会と調整すること。
- (3) この仕様に疑義があるときは協会の判断によるものとし、定めのない事項は双方で協議して定めるものとする。